

「(仮称)常呂・能取風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、北海道北見市及び網走市において、総出力最大 49,400kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業が計画されている地域には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された網走国定公園、北海道指定鳥獣保護区、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）、重要野鳥生息地（IBA）等が存在している。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）等の絶滅のおそれのある動植物種が多数生息・生育していることから、自然環境保全上、重要な地域となっている。

また、本事業の対象事業実施区域の周辺において、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシの複数ペアの営巣及び繁殖が確認されており、同区域及びその周辺では、オジロワシ及びオオワシ（以下「海ワシ類」という。）の生息が確認されている。さらに、同区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地として北海道指定鳥獣保護区に指定されている能取湖鳥獣保護区が存在しており、同区域及びその周辺において、海ワシ類及びガン類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼

働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を実施すること。
- イ 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅及び残土処分場の造成等により比較的大きな改変を行う計画となっており、一部の風力発電設備のヤード及び残土処分場の改変区域が森林法(昭和26年法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林に指定された区域と重複している。このため、ヤード、道路及び残土処分場等について、設置場所、設計及び工法に関して更に検討を行い、土砂流出防備保安林の改変を回避すること並びに切土量及び盛土量を可能な限り少量化等することにより、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺において、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシの複数ペアの営巣及び繁殖が確認されており、同区域及びその周辺では、海ワシ類の生息が確認されている。また、同区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地として北海道指定鳥獣保護区に指定されている能取湖鳥獣保護区が存在しており、同区域及びその周辺において、海ワシ類及びガン類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、風力発電設備及び付帯設備の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。
- イ バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。
- ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無

及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動経路の阻害等、海ワシ類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。